

# 兵庫県公報

平成27年4月10日 金曜日 第2686号

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

## 目次

### 告 示

○ 指定居宅サービス事業者の指定の取消し（介護保険課）	1
○ 指定介護予防サービス事業者の指定の取消し（同）	1
○ 地方卸売市場における開設の許可に係る公示事項の変更（消費流通課）	2
○ 土地改良区役員の退任及び就任の届出（農地整備課）	2
○ 土地改良区の定款の変更認可（同）	3
○ 土地改良区営土地改良事業の計画変更の認可申請に係る決定及び関係書類の縦覧（同）	3
○ 公共測量が終了した旨の通知（契約管理課）	3
○ 阪神間都市計画道路事業の事業計画の認可（平成27年近畿地方整備局告示第57号）（道路街路課）	3
○ 同 上（平成27年近畿地方整備局告示第58号）（同）	4
○ 同 上（平成27年近畿地方整備局告示第59号）（同）	4
○ 同 上（平成27年近畿地方整備局告示第60号）（同）	5
○ 同 上（平成27年近畿地方整備局告示第61号）（同）	5
○ 道路の区域の変更及び供用開始（道路保全課）	6
○ 道路の供用開始（同）	6
○ 急傾斜地崩壊危険区域の指定（砂防課）	6
○ 河川法第75条第3項及び第4項の規定に基づき除却し、保管した工作物等（但馬県民局）	7

### 公 告

○ 特定非営利活動促進法第44条第1項に基づく認定（県民生活課）	8
○ 県有地の一般競争入札による売払い（管財課）	8
○ 大規模小売店舗の変更に関する届出（都市計画課）	10
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（建築指導課）	11
○ 同 上（同）	12
○ 同 上（同）	12
○ 落札者等の公示（管理課）	12

### 選挙管理委員会告示

○ 平成13年兵庫県選挙管理委員会告示第27号（不在者投票のできる施設の指定）の一部改正	13
--	----

## 告 示

### 兵庫県告示第327号

介護保険法（平成9年法律第123号）第77条第1項の規定により、次の指定居宅サービス事業者の指定を取り消した。

平成27年4月10日

兵庫県知事 井戸敏三

### 通所介護

事業（開設者）名称	事業所名称	事業所所在地	取消年月日
株式会社悠和	デイサービスセンター こんぺいとう	三木市志染町中自由が丘1 丁目375番地	平成27年3月31日

### 兵庫県告示第328号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の9第1項の規定により、次の指定介護予防サービス事業者の指定を取り消した。

平成27年 4月10日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

介護予防通所介護

事業（開設者）名称	事業所名称	事業所所在地	取消年月日
株式会社悠和	デイサービスセンター こんぺいとう	三木市志染町中自由が丘1 丁目375番地	平成27年 3月31日



兵庫県告示第329号

地方卸売市場における開設の許可について告示した事項に変更があったので、卸売市場条例（昭和47年兵庫県条例第18号）第28条の規定に基づき、告示する。

平成27年 4月10日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 変更の理由 開設業務の譲渡し及び譲受け
- 2 変更後の開設業務を行う者に係る事項
  - (1) 開設業務を行う者の名称 和牛マスター株式会社
  - (2) 開設業務を行う市場 姫路市食肉地方卸売市場
  - (3) 取扱品目の部類 食肉
- 3 変更前の開設業務を行う者に係る事項
  - (1) 開設業務を行う者の名称 姫路市長 石見利勝
  - (2) 開設業務を行う市場 姫路市食肉地方卸売市場
  - (3) 取扱品目の部類 食肉
  - (4) 許可の年月日 昭和47年12月28日
- 4 変更の年月日 平成27年 4月 1日



兵庫県告示第330号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

平成27年 4月10日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

下島土地改良区

退任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	瀬 崎 権 太 夫	豊岡市城崎町楽々浦469番地
同	岩 本 隆 夫	同 市城崎町楽々浦546番地
同	齋 藤 八 一 郎	同 市城崎町今津584番地
同	中 家 逸 朗	同 市城崎町楽々浦518番地
同	秦 忠 雄	同 市城崎町桃島1008番地
同	田 中 實	同 市城崎町楽々浦481番地
同	浦 瀧 敏 郎	同 市城崎町今津574番地
監 事	中 家 敏 行	同 市城崎町楽々浦521番地
同	和 田 常 市	同 市城崎町楽々浦526番地

就任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	瀬 崎 権 太 夫	豊岡市城崎町楽々浦469番地
同	岩 本 隆 夫	同 市城崎町楽々浦546番地

同	齋 藤 八 一 郎	同	市城崎町今津584番地
同	中 家 逸 朗	同	市城崎町楽々浦518番地
同	秦 忠 雄	同	市城崎町桃島1008番地
同	田 中 實	同	市城崎町楽々浦481番地
同	浦 瀧 敏 郎	同	市城崎町今津574番地
監 事	中 家 敏 行	同	市城崎町楽々浦521番地
同	和 田 常 市	同	市城崎町楽々浦526番地
同	佐 伯 泰 啓	同	市城崎町戸島420番地



**兵庫県告示第331号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可した。  
平成27年 4月10日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

土地改良区の名称	認可年月日
下島土地改良区	平成27年 3月17日



**兵庫県告示第332号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の土地改良区に係る土地改良事業の計画変更認可申請については、適当と決定したので、同条第6項の規定により、次のとおり土地改良事業変更計画書の写しを縦覧に供する。

平成27年 4月10日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

土地改良区の名称	事業名	地区名	縦覧の期間	縦覧の場所
神戸市八多土地改良区	基盤整備促進事業	屏風地区	平成27年 4月10日から 同 月30日まで	神戸市北区役所



**兵庫県告示第333号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、神戸市から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成27年 4月10日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類  
公共測量（道路平面図データ作成）
- 2 作業期間  
平成27年 1月15日から同年 3月25日まで
- 3 作業地域  
神戸市北区、須磨区、垂水区及び西区



**兵庫県告示第334号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定により、阪神間都市計画道路事業の事業計画の認可の告示（平成27年近畿地方整備局告示第57号）があったので、同法第66条の規定により、次のとおり公告する。

平成27年 4月10日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 施行者の名称  
兵庫県
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
阪神間都市計画道路事業  
3. 4. 81号尼崎宝塚線
- 3 事務所の所在地  
神戸市中央区下山手通 5 丁目10番 1 号
- 4 事業施行期間  
平成11年 5月25日から平成29年 3月31日まで
- 5 事業地
  - (1) 収用の部分  
変更なし
  - (2) 使用の部分  
なし



**兵庫県告示第335号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第 2 項の規定において準用する同法第62条第 1 項の規定により、阪神間都市計画道路事業の事業計画の認可の告示（平成27年近畿地方整備局告示第58号）があったので、同法第66条の規定により、次のとおり公告する。

平成27年 4月10日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 施行者の名称  
兵庫県
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
阪神間都市計画道路事業  
3. 4. 81号尼崎宝塚線
- 3 事務所の所在地  
神戸市中央区下山手通 5 丁目10番 1 号
- 4 事業施行期間  
平成11年 5月25日から平成29年 3月31日まで
- 5 事業地
  - (1) 収用の部分  
変更なし
  - (2) 使用の部分  
なし



**兵庫県告示第336号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第 2 項の規定において準用する同法第62条第 1 項の規定により、阪神間都市計画道路事業の事業計画の認可の告示（平成27年近畿地方整備局告示第59号）があったので、同法第66条の規定により、次のとおり公告する。

平成27年 4月10日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 施行者の名称  
兵庫県
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
阪神間都市計画道路事業  
3. 4. 81号尼崎宝塚線
- 3 事務所の所在地



なし



**兵庫県告示第339号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成27年4月10日から供用を開始する。

その関係図面は、平成27年4月10日から2週間、但馬県民局豊岡土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年4月10日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
国道 4 8 2 号	豊岡市但東町中山字馬場田765番2から 同 市但東町畑山字寺ノ下933番1まで	旧	7.0から 21.0まで	206.0	
		新	9.0から 27.0まで	204.0	



**兵庫県告示第340号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、平成27年4月10日から次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成27年4月10日から2週間、北播磨県民局加東土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年4月10日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 三 木 宍 粟 線	三木市別所町高木字中島123番1から 同 市別所町高木字中島170番3まで	旧	18.0から 33.0まで	140.0	予定地
		新	18.0から 33.0まで	140.0	一部 予定地



**兵庫県告示第341号**

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定する。

なお、その関係図面は、西播磨県民局光都土木事務所及び佐用町役場に備え置いて縦覧に供する。

平成27年4月10日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

指定区域

区 域 名	市 郡 名	区 町 名	町大字名	小 字 名	地 番
佐用新町(2)	佐用郡	佐用町	佐用	新 町	2928番26から2928番29までの各一部、2928番30

				山 根	2989番の一部、2990番1の一部、2990番2、2990番3から2990番5までの各一部、2990番9の一部、2990番14の一部、2991番3から2991番7までの各一部、2992番1の一部、2992番3の一部
--	--	--	--	-----	--



**兵庫県告示第342号**

河川法(昭和39年法律第167号)第75条第3項及び第4項の規定に基づき除却し、保管した工作物等について、同条第5項の規定に基づき次のとおり公示する。

平成27年 4月10日

河川管理者

但馬県民局長 岩 根 正

- 1 保管した工作物等  
別表1及び2のとおり
- 2 当該工作物等の保管の場所  
豊岡市小島1228番地の2 (株)日本海マリーナ敷地内)
- 3 保管した工作物等の返還の手続  
保管した工作物等の所有権等の権原を有することを証する書面を、但馬県民局豊岡土木事務所に提出し、返還を受けること。

別表1

整理 番号	保管した工作物等			保管した工作物等 が放置されていた 場所	除却した年月日時		備考
	名称又は種類	形状(長さ×幅) 内色・外色	数量		保管を始めた年月日時		
1	モーターボート	11.2m×2.5m 白・白	1	豊岡市気比字絹巻 3880番2地先(護 岸上)	平成27年3月23日9時30分	同日16時	
2	ボート	4.9m×1.0m 白・白	1	豊岡市気比字絹巻 3880番2地先(護 岸上)	平成27年3月23日9時30分	同日16時	
3	モーターボート	6.9m×1.7m 白・白	1	豊岡市気比字絹巻 3880番2地先(護 岸上)	平成27年3月23日9時30分	同日16時	
4	ボート	4.2m×1.7m 黄・黄	1	豊岡市気比字崩シ 239番5地先(護岸 上)	平成27年3月23日9時30分	同日16時	

別表2

整理 番号	保管した工作物等			保管した工作物等 が放置されていた 場所	除却した年月日時		備考
	名称又は種類	形状又は特徴	数量		保管を始めた年月日時		
1	係留施設等	ヒューム管2基、 材木15個	1式	豊岡市気比字絹巻 3880番2地先(護 岸上)	平成27年3月23日9時30分	同日16時	

2	係留施設等	ヒューム管 2 基、 材木11個	1 式	豊岡市気比字絹巻 3880番 2 地先（護 岸上）	平成27年 3月23日 9時30分
					同 日 16時

公 告

**特定非営利活動促進法第44条第 1 項に基づく認定**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第 7 号）第44条第 1 項に基づく認定を行ったので、次のとおり公示する。

平成27年 4月10日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 特定非営利活動法人の名称等

- (1) 名称 特定非営利活動法人地球ボランティア協会
- (2) 代表者の氏名 稲 畑 汀 子
- (3) 主たる事務所の所在地 芦屋市船戸町12番 6 号
- (4) 定款に記載された目的

この法人は、国内外の専門家やボランティアによる協力の輪を広げながら、主として開発途上国の人々の総合的な生活向上と環境保護に寄与することを通じて、地球上の人々が、平和でやすらぎのある生活を享受できる社会を創造することを目的としている。

2 当該認定の有効期間 平成27年 3月23日から平成32年 3月22日まで



**県有地の一般競争入札による売払い**

県有地を一般競争入札により売り払うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の 6 の規定により、次のとおり公告する。

平成27年 4月10日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 入札に付する県有地

売払物件

物件 番号	所 在 地	面 積 (㎡)	地 目	予定価格 (千円)	入札保証金 (千円)
ア	佐用郡佐用町佐用字中町3005番 8	287. 90	宅地	3, 830	383
イ	豊岡市九日市上町字サクラ653番14	2, 340. 54	雑種地	29, 491	2, 950
ウ	洲本市由良三丁目1438番17	425. 87	宅地	13, 543	1, 355

2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる者以外の者であること。

- (1) 成年被後見人
- (2) 被保佐人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- (3) 民法（明治29年法律第89号）第17条第 1 項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- (4) 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第 3 条第 3 項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治29年法律第89号）第11条に規定する準禁治産者
- (5) 民法第 6 条第 1 項の規定による営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者

- (6) 破産者で復権を得ない者
  - (7) 兵庫県における不動産の売却に係る契約手続において次の事項に該当すると認められる者で、その事実があった後、2年間を経過しない者  
なお、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。  
ア 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者  
イ 落札者が契約を締結すること又は契約の相手方が契約を履行することを妨げた者  
ウ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者  
エ アからウまでのいずれかに該当する事実があった後2年間を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
  - (8) 暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員又は暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号）第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者
  - (9) 売払物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供しようとする者
  - (10) 破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）に基づくところの破壊的団体及び当該団体の役員若しくは構成員
  - (11) 日本語を完全に理解できない者
  - (12) 兵庫県インターネット公有財産売却ガイドライン並びにヤフー株式会社が定めるオークションに関連する規約及びガイドラインの内容を承諾しない、又は遵守できない者
  - (13) 公有財産の買受けについて一定の資格、その他の条件を必要とする場合でこれらの資格などを有していない者
- 3 入札参加申込み
- (1) 仮申込み  
一般競争入札に参加しようとする者は、あらかじめヤフー株式会社が提供するインターネット公有財産売却システム（以下「公有財産売却システム」という。）により参加の仮申込みの手続を行うこと。
  - (2) 申込手続  
一般競争入札の申込手続は、(1)により参加の仮申込手続を完了した後、(3)で掲げる受付期間内に所定の申込書により兵庫県企画県民部管理局管財課財産管理班に一般競争入札への参加を申し込むものとする。  
なお、申込みに当たっては、入札保証金を納付しなければならない。
  - (3) 受付期間  
平成27年4月8日（水）から同月24日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで。ただし、平成27年4月8日（水）にあつては午後1時からとする。  
郵送等の場合は、平成27年4月24日（金）消印有効とする。
- 4 入札説明書（兵庫県インターネット公有財産売却ガイドライン）及び契約条項を示す場所  
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号  
兵庫県企画県民部管理局管財課財産管理班  
電話（078）341-7711 内線2550・2551
- 5 入札期間、場所及び開札日時
- (1) 入札期間  
平成27年5月14日（木）午後1時から同月21日（木）午後1時まで
  - (2) 入札場所  
公有財産売却システム上
  - (3) 開札日時  
平成27年5月21日（木）午後1時経過後直ちに行う。
- 6 入札方法  
公有財産売却システムにより入札価格を登録する（郵送による入札書の提出は認めない。）。  
なお、この登録は1回に限り行うことができる。

7 入札保証金

- (1) 入札保証金の額は、予定価格の100分の10以上で1の表中に掲げる額とする。
- (2) 入札保証金は、入札する前に金融機関から指定口座へ振り込むこと。

8 入札に関する条件

- (1) 公有財産売却システムにより入札価格を所定の日時まで登録していること。
- (2) 所定の額の入札保証金が納付されていること。
- (3) 入札者又はその代理人が同一事項について2以上した入札又はこれらの者がさらに他の者を代理してした入札でないこと。
- (4) 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

9 入札の無効

入札参加資格がない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

10 入札についての照会先

兵庫県企画県民部管理局管財課財産管理班  
 電話 (078) 341-7711 内線2550・2551



大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項及び第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

平成27年4月10日

兵庫県知事 井戸敏三

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 山陽マルナカ西宮店  
 所在地 西宮市浜松原町21番地1

2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称 株式会社山陽マルナカ  
 住所 岡山市南区平福1丁目305番地の2  
 代表者の氏名 井出武美

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

名称 株式会社山陽マルナカ  
 住所 岡山市平福1丁目350番地の2  
 代表者の氏名 中山明憲

イ 変更後

名称 株式会社山陽マルナカ  
 住所 岡山市南区平福1丁目350番地の2  
 代表者の氏名 井出武美

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

名称	住所	代表者の氏名
株式会社山陽マルナカ	岡山市平福1丁目350番地の2	中山明憲
株式会社チヨダ	東京都杉並区成田東4丁目39番8号	舟橋政男
株式会社宮脇書店	香川県高松市丸亀町4番地の8	宮脇富子
外1者		

イ 変更後

名称	住所	代表者の氏名
----	----	--------

株式会社山陽マルナカ	岡山市南区平福1丁目350番地の2	井 出 武 美
株式会社チョダ	東京都杉並区成田東4丁目39番8号	舟 橋 浩 司
株式会社宮脇書店	香川県高松市丸亀町4番地の8	宮 脇 範 次
外1者		

## (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

## ア 変更前

午前9時から翌午前0時まで

## イ 変更後

午前7時から翌午前0時まで

## (4) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

## ア 変更前

午前8時30分から翌午前0時30分まで

## イ 変更後

午前6時30分から翌午前0時30分まで

## 4 変更年月日

## (1) 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

平成26年5月24日ほか

## (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

平成26年5月24日ほか

## (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

平成27年6月1日

## (4) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

平成27年6月1日

## 5 届出年月日

平成27年3月20日

## 6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

## (1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び阪神北県民局宝塚土木事務所まちづくり建築課

## (2) 縦覧期間

平成27年4月10日から4月間

## 7 意見書の提出期限及び提出先

## (1) 提出期限

平成27年8月10日

## (2) 提出先

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

~~~~~

**都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成27年4月10日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

## 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

川辺郡猪名川町つつじが丘2丁目17番2

## 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称

川西市多田桜木1丁目2番14号

吉永建設株式会社 代表取締役 吉 永 裕 利

## 3 許可年月日及び許可番号

平成26年11月27日

兵庫県指令神北（宝土）（建）第1-2-2号（26猪名川）

~~~~~  
**都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成27年4月10日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
小野市福甸町字黒岩71番49、71番66から71番68まで
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称  
小野市王子町882番地  
板井建設株式会社 代表取締役 板井 敏
- 3 許可年月日及び許可番号  
平成27年3月13日  
兵庫県指令北播（加土）（建）第1-5-2号（26小野）

~~~~~  
**都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成27年4月10日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
丹波市春日町国領858番から860番まで、862番1、863番、864番1の一部、865番、867番1、867番2、868番、869番、879番1
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称  
丹波市春日町国領907番地  
社会福祉法人春日福社会 理事 高見 謙二
- 3 許可年月日及び許可番号  
平成27年3月19日  
兵庫県指令丹波（丹土）（建）第1-4-2号（25丹波）

~~~~~  
**落札者等の公示**

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。

平成27年4月10日

契約担当者

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 落札に係る物品の名称及び数量  
兵庫県フェニックス防災システムサーバ等機器一式（賃貸借）
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
兵庫県出納局管理課  
神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
- 3 落札者を決定した日  
平成27年3月9日
- 4 落札者の名称及び住所  
NECキャピタルソリューション株式会社神戸営業所  
神戸市中央区東町126番地
- 5 落札金額  
3,713,040円（月額）
- 6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札  
 7 入札公告をした日  
 平成27年 1月27日

選挙管理委員会告示

兵庫県選挙管理委員会告示第29号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号並びに地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第106条、第114条、第117条及び第184条並びに漁業法施行令（昭和25年政令第30号）第9条並びに農業委員会等に関する法律施行令（昭和26年政令第78号）第6条において準用する公職選挙法施行令第55条第2項及び第4項第2号（最高裁判所裁判官国民審査法施行令（昭和23年政令第122号）第14条において衆議院小選挙区選出議員の選挙の投票の例による場合を含む。）の規定により、不在者投票のできる施設の指定及び既に指定した施設に関し指定の取消しをしたので、平成13年兵庫県選挙管理委員会告示第27号（不在者投票のできる施設の指定）の一部を次のように改正する。

平成27年 4月10日

兵庫県選挙管理委員会  
 委員長 武 田 丈 蔵

1 病院及び介護老人保健施設の表神戸市の項中

「

春日野会病院	同 市中央区野崎通4丁目1—2
神戸通信病院	同 市中央区上筒井通6丁目2—43

」

を

「

春日野会病院	同 市中央区野崎通4丁目1—2
--------	-----------------

」

に、

「

介護老人保健施設 サニーピア	同 市中央区波止場町3—12
----------------	----------------

」

を

「

介護老人保健施設 サニーピア	同 市中央区波止場町3—12
医療法人社団 南淡千遙会 神戸平成病院	同 市中央区上筒井通6丁目2—43

」

に改める。

2 老人ホームの表たつの市の項中

「

たつの市	たつの市立養護老人ホーム たつの荘	たつの市神岡町入野1
	特別養護老人ホーム 桑の実園	同 市揖西町小神字塚原1551

」

を

「

たつの市	特別養護老人ホーム 桑の実園	たつの市揖西町小神字塚原1551
------	----------------	------------------

」

に、

「

介護付有料老人ホーム アムール新宮	同 市新宮町新宮555
-------------------	-------------

」

を

「

介護付有料老人ホーム アムール新宮	同 市新宮町新宮555
社会福祉法人 円勝会 養護老人ホーム たつの荘	同 市神岡町入野 1

」

に改める。